定額減税補足給付金（不足額給付金）を支給します

問　市民税課・給付金特設窓口（☎27－2776）

令和６年に実施した定額減税補足給付金（調整給付金）は、「令和６年分推計所得税額」を用いて算出しています。このため、「令和６年分所得税額」が確定した後、再算出した給付額に対して当初算出額が不足していた人などを対象に差額を給付します。詳しくは市HPを確認してください。

▲市HP

対　次のいずれかに該当する人

- 令和６年分所得税額などが確定した結果、令和６年実施の当初調整給付額に不足があった人
- 本人・扶養親族などとして定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付金の対象世帯でなかった人（事業専従者など）

対象者には通知または確認書を送付します

令和７年７月以降、順次給付の対象となる人に通知または確認書を送付します。内容を確認し手続きが必要な人は期限までに手続きをしてください。

【通知（圧着ハガキ）が送られてきた人】

マイナンバーによる公金受取口座の登録が確認できた人や、令和６年実施の調整給付金の支給時に口座を登録した人には、支給決定の通知を送付します。公金受取口座や登録済みの口座に振り込みを行うため、手続きは不要です。

【確認書（封筒）が送られてきた人】

振込先の口座などを確認するための書類を送付します。通帳やキャッシュカードなど口座が分かる物の写し、運転免許証など本人確認ができる物の写しを添えて、同封の返信用封筒（株式会社ジーシーシーデータソリューション行）で返送してください。

申請期限　10月31日（金）（消印有効）

＊　＊

注意事項

給付の対象となるかについて、電話やメールでの回答はできません。

内容に関する問い合わせはコールセンターへ

通知や確認書の内容に関する問い合わせを不足額給付金コールセンター（☎0120－955－494）で受け付けます。

時　平日の午前８時30分～午後５時15分

良好な景観づくりに協力してください

問　都市計画課（☎27－2766）

屋外広告物の是正指導を行います

第五次伊勢崎市違反広告物是正指導計画に基づき、対象路線沿線にある屋外広告物の現地調査と、伊勢崎市屋外広告物条例に違反する屋外広告物の広告主などに対して条例を守るよう文書による指導を行いますので協力をお願いします。

時　７月１日（火）から

対　❶県道駒形柴町線（宮子町地内）、❷市道（伊）３－154号線（宮子町地内～連取町交差点）、❸主要地方道前橋館林線（連取町交差点～境東新井地内）

※対象路線の路線図は都市計画課にあります。市HPでも確認できます

▲市HP

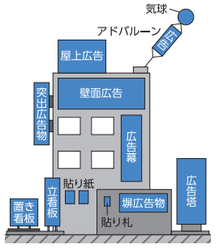

▲代表的な屋外広告物

一定規模を超える行為時には届け出が必要です

市は、良好な景観の形成に向けて、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを積極的に推進しています。一定規模を超える建築物の建築や工作物の建設を行う場合は、周囲の景観に与える影響が大きいため、伊勢崎市景観まちづくり条例と景観法に基づき、事前相談書の提出や届け出が必要です。

大規模な建築物の建築や工作物の建設などの際には、周辺の景観の状況を把握し、地域全体として調和の取れたものとなるよう努めましょう。詳しくは問い合わせるか市HPを確認してください。

▲市HP

▲一定規模以上の塀の建設などにも届け出が必要です

低所得世帯支援給付金は７月31日（木）までに手続きを

問　子育て支援課（☎27－2750）

本給付金の対象者には、令和７年３月中旬に通知を郵送しています。申請期限は７月31日（木）です。期限までに手続きを行ってください。詳しくは通知や本紙３月号、市HPを確認してください。

※未申告の世帯や、令和６年１月１日時点の住所地が市外だった場合、本市が税情報を保有していないため通知の発送ができません。詳しくは問い合わせてください

【①非課税世帯給付】

対　令和６年12月13日時点で市内に住民登録があり、令和６年度の「住民税が非課税」の者のみで構成されている世帯

【②こども加算給付】

対　①の世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯

▲市HP

まとまりのある都市づくりに向けた取り組みに関するオープンハウス（個別説明）を開催します

問　都市計画課（☎27－2766）

都市づくりの現状

人口減少と少子高齢化の進行が予想される中、市は、持続可能な共生都市づくりを目指して計画的な都市づくりを進めています。旧伊勢崎地区や旧境地区の市街化区域に近接する区域では、低密度な市街地が郊外に拡散しており、身近な道路や上下水道などのインフラ施設の整備や維持管理、市街化調整区域内の既存集落における地域コミュニティの維持などへの影響が懸念されます。

今後も将来にわたって市民が安心して安全に暮らせる都市づくりを進めていくためには、自然環境や営農環境との調和を図りながら、都市計画マスタープランに基づき、市街地の拡散の抑制と既存集落の維持、保全によるまちのまとまりづくりに取り組んでいく必要があります。

現状のまま
市街地・既存集落の拡散が進むと…

身近な道路・上下水道などのインフラ整備や維持管理のコストが増大

- インフラの計画的な整備や維持管理の時期の遅れ
- インフラ整備や維持管理にかかる市民負担の増加
- 空き家などの増加による暮らしやすい居住環境への影響

取り組み素案の概要

今回策定した素案は、都市再生特別措置法などの改正内容や国の技術的助言に基づき、市街化調整区域のうち特例的に開発などを許容する区域として市条例で指定する土地の区域（条例区域）について、現在の条例での文言指定から区域指定に変更するものです。素案の詳細は市HPを確認してください。

▲市HP

※現在の許可基準はおおむね変更ありません

オープンハウス（個別説明）を実施します

オープンハウス（個別説明）を下表のとおり実施します。会場では職員が常駐し、素案の個別説明を行います。都合の良い日時・会場にお越しください。

オープンハウス（個別説明）の日程

会場	期日	時間
絣の郷（円形交流館）	７月13日（日）から15日（火）まで	●平日＝午前10時～午後７時 ●日曜日＝午前10時～午後４時
境公民館	７月27日（日）から29日（火）まで	
宮郷公民館	８月３日（日）から５日（火）まで	
市役所東館５階第２会議室	８月６日（水）から８日（金）まで	午前９時～午後５時

※いずれの会場も同じ内容です